

八幡平市に 物品の買入れ等競争入札参加資格を申請する方へ

1 欠格要件

次の欠格要件に該当する方は、資格審査を受けることができません。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当する者
- (2) 申請しようとする物品の買入れ等（以下「業務」という。）に関し、法律上必要とされる登録又は資格を有していない者
- (3) 申請しようとする業務について、直前の事業（営業）年度の実績高を有していない者（財産等売払いを除く）
- (4) 市税、法人税、所得税、消費税及び地方消費税を未納している者
- (5) 資格審査申請書又はその添付書類に虚偽の記載をした者
- (6) 八幡平市暴力団排除条例（平成25年条例第16号）第2条第2号から第5号の規定に該当する者
- (7) 社会保険等（健康保険、厚生年金及び雇用保険）への加入義務があるにも関わらず未加入の者

2 資格審査結果の通知、登録情報の公開及び資格の有効期間

(1) 資格審査結果の通知

資格審査の結果は、令和4年3月下旬（予定）に八幡平市公式ホームページで公表します（文書での通知は行いません）。

(2) 登録情報の公開

入札参加資格が認定された方の以下の情報をホームページ上で公開しますので、予めご了承ください。

- ① 商号又は名称
- ② 資格区分、営業品目（大分類・中分類）

(3) 資格の有効期間

資格の有効期間は、令和4年4月1日から令和6年3月31日までの24ヵ月間です。

受付期間内に資格審査申請書を提出（郵送）しない場合や、記載内容の不備により資格審査申請書が返送され、受付期間内に再度審査を行い受理が出来なかった場合は、次回の受付まで申請できません（次回申請受付は1年後を予定）。

3 受付する営業品目

今回から盛岡広域8市町で統一され、別紙「営業品目一覧表」のとおりとなります。

希望分類の選択の際、該当する分類名がない場合は、一番近いと思われる分類を選択してください。

また、表の右側に関係する許可、認可等を例示していますが、記載されていなくても資格、許可等が必要な場合は、その写しを提出してください。